

## 令和4年 第1回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和4年1月26日(水) 開始時刻 午後3時20分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 伊藤委員, 大森委員, 檜山委員, 小野委員
- 4 説明員 青木教育次長, 鈴木学校教育担当次長, 坂井教育企画課長, 板倉総務担当主幹, 吉岡学校管理課長, 口川学校教育課長, 秋田学校健康課長, 秋山生涯学習課長, 岡田スポーツ振興課長, 金子教育センター所長
- 5 書記 高久係長, 佐藤総括
- 6 傍聴者 0名
- 7 議題
  - (1) 審議事項
    - 議案第1号 宇都宮市学校給食の管理及び執行に関する規則の一部改正
    - 議案第2号 宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部改正
  - (2) 報告事項
    - 報告第1号 教育行政相談の内容と対応について
    - 報告第2号 学校等事件・事故について
    - 報告第3号 令和3年度小・中学校卒業式あいさつ文について
    - 報告第4号 宇都宮市陽南プールの取扱いについて
    - 報告第5号 「宇都宮市学校教育における合理的配慮に係る手引き」の改定について
    - 報告第6号 宇都宮市教育支援委員会からの答申について
    - 報告第7号 「宇都宮市学校事務職員育成指標」の策定について
  - (3) その他
    - ① 令和3年度宇都宮市成人式の実施結果について

## 8 議事の内容

事務局	定刻となったが、会議の開催に先立ち連絡事項がある。 本日も、新型コロナウイルス感染症防止のため、発言は着席で行うなど、対策を講じて会議を開催するので、ご協力をお願いします。
教育長	ただいまから、令和4年第1回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、伊藤委員、大森委員をお願いします。
教育長	本日は、文化課長が欠席となる。
教育長	報告第1号、報告第2号及び報告第6号は「個人情報が含まれているもの」、報告第3号は、「公開により実施目的が失われるもの」、報告第4号は「意思形成過程にあるもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成) 全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	それでは審議事項に入る。 議案第1号「宇都宮市学校給食の管理及び執行に関する規則の一部改正」について説明願う。
学校健康課長	<b>【説明要旨】</b> ○ 学校給食費納入確約書の保証人欄削除に伴い、保証人に係る規程を削除しようとするもの。 ・ 宇都宮市では学校給食費の納入に対する保護者の意識向上を図るため、小学校入学時及び市内転入時に、学校給食費納入確約書の提出を保護者に依頼しているが、保護者の給食費納入に対する意識が高まり、給食費の滞納状況も大きく改善したことから、保証人を付ける必要性が低いと判断し、令和4年度から学校給食費納入確約書の保証人欄の記載を削除することとした。 ・ 保証人欄の削除に伴い、「宇都宮市学校給食の管理及び執行に関する規則」における保証人に係る規定の部分を削除する。第19条中第2項及び第3項を削り、第4項から第6項を繰り上げる。
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	納入確約書を提出していない場合、ペナルティはあるのか。
学校健康課長	ペナルティはない。納入確約書は原則提出していただいているが、外国人や市外から転入してきた方で保証人を付けられないまま提出している世帯はある。
教育長	それでは、議案第1号を決定してよろしいか。 (全員了承) 議案第1号を決定する。
教育長	議案第2号「宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部改正」について説明願う。

<p>生涯学習課長</p>	<p><b>【説明要旨】</b></p> <p>○ 視聴覚ライブラリーの管理において、スタジオ等の使用許可に係る手続を指定管理者に行わせるために規定を整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視聴覚ライブラリーの条例が改正されたことに伴い、スタジオ等に係る使用許可及び取消等に関する業務を指定管理者ができるようになったことから、今回条例施行規則においても、指定管理者がスタジオ等の使用許可に係る手続等を行うために必要な規定を整備するものである。</li> </ul>
<p>教育長 大森委員 生涯学習課長 大森委員 生涯学習課長 小野委員</p>	<p>説明は以上だが、質疑などはあるか。</p> <p>視聴覚ライブラリーはどこに設置されているのか。</p> <p>東図書館の3階部分に入っている。</p> <p>東図書館と視聴覚ライブラリーの指定管理者は同じか。</p> <p>令和4年4月より同じ指定管理者が管理をする。</p> <p>「貸出券」を「利用カード」に改めるとあるが、「貸出」の意味と、名称を「利用カード」に改める理由を伺いたい。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>「貸出」の意味については、社会教育団体や学校などに、スピーカーやアンプなどを貸し出すことである。「利用カード」については、現在の図書カードの名称が「利用カード」であり、図書館の規則も既に「利用カード」に変更済みであるが、視聴覚ライブラリーの規則ではまだ「貸出券」のままであるため、「利用カード」に変更するものである。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第2号を決定してよろしいか。</p> <p>(全員了承)</p> <p>議案第2号を決定する。</p>
<p>教育長</p>	<p>報告第5号「宇都宮市学校教育における合理的配慮に係る手引き」の改定について」説明願う。</p>
<p>教育センター所長</p>	<p><b>【説明要旨】</b></p> <p>○ 「宇都宮市学校教育における合理的配慮に係る手引き」(改定版)がまとまったことから、その内容について報告するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「宇都宮市学校教育における合理的配慮に係る手引き」を策定した平成28年から6年経ち、「バリアフリー法」の改正や「医療的ケア児及びその家族の支援法」の施行など、障がい児や医療的ケア児を支援・受け入れるための体制整備が求められており、また、早い段階から対象児童とその保護者との合意形成を図る必要があることから、本手引きを改定した。</li> </ul>
<p>教育長 大森委員</p>	<p>説明は以上だが、質疑などはあるか。</p> <p>基礎的環境整備について伺いたい。拠点校の小中学校以外では環境整備が進んでいないということか。</p>
<p>教育センター所長</p>	<p>拠点校以外にもエレベーターや多目的トイレなど、バリアフリー化されている学校はある。</p>
<p>大森委員 学校管理課長</p>	<p>市内小中学校のエレベーター等の設置一覧はあるか。</p> <p>公表用ではないが、内部資料としてある。エレベーターが設置されている小学校は11校、中学校は9校である。最近建てられた学校についてはエレベーター</p>

設置が法律で定められているが、それ以外の学校については、各学校の状況に合わせて設置しており、大規模改造を行う際に併せて設置したケースもある。ただ、現在行っている改修方法は学校の躯体自体はそのまま使用するものであり、エレベーター設置となると増築が必要となるため、標準的な整備には含めておらず、長寿命化改修のタイミングでのエレベーター設置はまだ無い。階段昇降機については、小学校2校、中学校2校に設置されている。エレベーターのような大規模設置工事は必要無いため比較的設置しやすい。

大森委員 支援を要さない児童生徒であっても、怪我をしたときなどに校内のバリアフリー化がされていると良い。

伊藤委員 拠点校のバランスが崩れているというのは、どういうことか。

教育センター所長 北部地域にエレベーター設置の学校が無いことや、ゆいの杜小にはエレベーターがあるが、清原中には無いということなどである。その地域の子どもたちが増加傾向にある場合、対応できるように、今後検討していきたい。

小野委員 個人情報共有の進め方とあるが、具体的にどこの機関との情報共有か。

教育センター所長 民間や本市の放課後児童預かりの事業者や担当者との情報共有である。保護者の許諾を得たうえで、子どもたちの学校での様子を事業者に伝達するものである。

教育長 それでは、報告第5号を承認してよろしいか。

(全員了承)

報告第5号を承認する。

教育長 報告第7号「宇都宮市学校事務職員育成指標」の策定について説明願う。

**【説明要旨】**

教育センター所長 ○ 学校事務職員が「チーム学校」の一員として学校組織マネジメントを担い、主体的・積極的に学校経営に参画していくために、キャリア段階に応じて自らの職責、経験及び適正に応じて高度な段階を目指す手掛かりとして本市独自の指標を示すもの。

- ・ 平成29年に教育公務員特例法が策定されたが、教員に限定されたものであり、事務職員の指標が無かったため、他の職と同様に明確な指標を設け、学校職員としての意識を高め、キャリアを俯瞰し、計画的に資質向上を図るために本指標を策定した。

教育長 説明は以上だが、質疑などはあるか。

檜山委員 学校事務職員の在職年数はどれくらいか。

教育センター所長 ほとんどの事務職員が定年まで勤務している。

伊藤委員 事務職員は先生と同じスパンで異動があるのか。

学校教育課長 基本的には同じだが、その事務職員の資質や能力により異なる。

小野委員 事務職員の懲戒権は一般的な公務員と同じか。

学校教育課長 事務職員、教職員とも一般的な公務員と同じである。

小野委員 教育公務員特例法の「教育公務員」の括りは何か。

学校教育担当次長 教育公務員特例法は教員に限定されたものであり、事務職員は該当しない。事務職員は知事部局の採用であるが、学校の教職員として学校勤務になるため、県教育委員会が人事権を持つ。また、給与は国県が負担するため県費負担教職員と

教育長 呼ばれるが、宇都宮市の職員である。  
それでは、報告第7号を承認してよろしいか。  
(全員了承)  
報告第7号を承認する。

教育長 次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

**【公開できる案件の終了】**

教育長 これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いします。

**【傍聴者の退席、非公開審議の開始】**

- 報告第1号 教育行政相談の内容と対応について  
⇒ 承認
- 報告第2号 学校等事件・事故について  
⇒ 承認
- 報告第3号 令和3年度小・中学校卒業式あいさつ文について  
⇒ 承認
- 報告第4号 宇都宮市陽南プールの取扱いについて  
⇒ 承認
- 報告第6号 宇都宮市教育支援委員会からの答申について  
⇒ 承認

**【非公開審議の終了】**

教育長 伊藤委員 その他委員の皆様から何かご意見などあるか。  
約1か月間抗ウイルス効果が持続する、コーティング剤についての新聞記事を読んだ。こまめな消毒が不要であり、他自治体では小中学校に設置したという。宇都宮市でも必要に応じ検討していただけると良いと思う。

教育長 次に、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 連絡事項説明（教育企画課高久係長）  
● 今後の会議等の日程について  
・ 2月17日（木） 午後1時30分～ 定例会

教育長 以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後4時40分

署名委員

署名委員